

## 保育士養成のあり方検討委員会；これまでの検討に係る論点等整理

平成 24 年 6 月 1 日  
子育て応援課

### 1 県議会の動き

#### (1) 平成23年度6月定例県議会(一般質問知事答弁)

- ・保育専門学院はいずれ改修なり、組織の見直しをしていく必要がある。移転し、これからの子育てサービスの拠点として整備していくことは1つの選択肢。もう一つの選択肢としては、いろいろな学校法人など教育機関と連携する形で実質上強化していく考え方もある。いろいろな方から意見を聞きながらどういう姿がいいのか検討を深めていく。

↓

- ・県内の学校法人による保育士養成施設は鳥取短期大学のみ。
- ・県内の高等教育機関振興の見地から、連携する相手方を鳥取短期大学を前提に検討。(※議会の決算審査特別委員会の指摘も地元高等教育機関を前提)

#### (2) 県議会決算審査特別委員会の文書指摘(平成23年12月)

保育専門学院は、これまでも保育士養成施設として一定の成果を挙げてきたが、その一方で、昨今、幼保一体化の広がりや国における「保育教諭」の検討、保育士の非正規職員化など、学院を取り巻く環境も変化している。

こうした変化に対して、幼稚園免許取得ニーズへの対応、専任職員の少なさ、施設の老朽化など学院が抱える課題も大きいのが実情である。

については、学院そのものの費用対効果を検証し、学院の移転及び地元の高等教育機関との連携も念頭に、社会需要を踏まえた実効性のある人材育成システムづくりに早期に着手すべきである。

(参考)保育専門学院の単年度当たり収支差額(県支出額)：平成 20 ～ 22 年度；約 7,000 万円

### 2 保育士等必要数の将来推計等

#### (1) 保育士等必要数

- [推計方法]
- ・就学前児童数の将来推計 →各年齢毎の入所率・入所児童数の将来推計(各年度最も入所児童数が多くなる3月時点を採用し、平成 24 年 3 月(推計)時点のデータを将来に反映) →将来の保育士等必要数を算出。
  - ・過去の調査データから、将来の退職者数及び県外保育士養成施設卒業生の県内就職者数を算出(固定)し、県内保育士養成施設卒業生の県内就職者数(必要数)を推計。

#### [子ども・子育て新システム(職員配置基準の見直しを検討)との関係]

- ・追加で必要とされる財源の確保(約 1 兆円のうち約 0.3 兆円)が不透明の上、当面は保育の量的確保にウエイトが置かれることが予測される。職員配置基準の見直しについては現時点で不明であり、推計に当たり新システムは考慮に入れない。

- [推計の結果]
- ・少子化に伴い県内の保育士必要数は漸減する。また、それに伴い、県外保育士養成施設卒業生の県内就職者数が一定数見込めるとした場合、県内保育士養成施設卒業生の県内就職者数(必要数)は漸減する。

#### (2) 年度途中の保育士確保

- ・3歳未満児を中心とした年度途中の入所(平成 22 年度；1422 名)に対応するため、年度

途中に保育士を募集するが、なかなか確保が難しい現状にある。

- ・年度途中の採用は臨時雇用であり、新卒で賄うのではなく、在宅等の有資格者を研修の実施等により保育現場に誘導していくことや、市町村・法人による雇用条件の改善等（年度当初から多めに配置、給料単価アップ、柔軟な雇用体系など）により対処していくことが考えられる。

⇒ 平成 24 年度に鳥取県に保育士資格者として登録しているすべての者(約 7000 名)にアンケート調査を行い、保育士資格者の掘り起こし、再就職支援研修につなげていく。（＊他県調査実績では、登録者の 8.3 %を発掘 ⇒ 本県での見込約 580 名）

### 3 県立保育専門学院を移転・充実させる場合における論点

#### (1) 移転による施設設備の充実

- ・「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に規定された施設設備、その他設置が望ましい施設を整備することで、学習環境は充実する。
- ・河北中学校の耐震上使用可能な施設を使用。利用可能な設備は可能な限り利用するが、体育館の新築を始め、ピアノレッスン室の整備など多大な財政負担が必要になる。
- ・学生寮（現在は倉吉総合看護専門学校と共用）は新設しない。ただし、希望者は現在の学生寮を利用可とすることはできる。
- ・施設設備を充実したことで、直接、学費が上がることにはつながらない。

#### (2) 幼稚園教諭免許取得に係る課題

##### ①佛教大学通信教育学部との提携による免許取得

- ・保育専門学院では幼稚園教諭免許を取得することができないため、昭和 52 年から佛教大学通信教育学部との提携により同 2 種免許の取得を可能としている。これにより、毎年約 8 割の学生が佛教大学の課程を受講し、うち約 3 割(平成 23 年度卒業生)が同免許を取得している。
- ・佛教大学通信教育学部での幼稚園教諭免許取得には、2 年間で受講料 60 万円のほか 3 回のスクーリングに係る経費（旅費・宿泊費）を要し、経済的な理由から免許取得を断念する学生もある。（養護施設への就職を希望する学生もあり、その場合、幼稚園教諭免許の取得は必要ない。）
- ・また、幼稚園教諭免許を取得するためには、佛教大学に 2 年以上在籍し、短期大学士の学位取得に必要な 67 単位修得のうち保育専門学院の授業科目を認定された 30 単位を除く 37 単位の修得が必要となる。このうち保育専門学院の授業科目で二重に履修することとなる科目も少なくなく、学生にとっては負担となる。
- ・国において、教員免許・養成制度の見直しが検討されており、通信教育による幼稚園免許取得が今後も安定的に認められることになるかどうかは不明。
- ・また、移転により施設設備を充実したとしても、幼稚園教諭免許取得は通信教育に頼らざるを得ない。

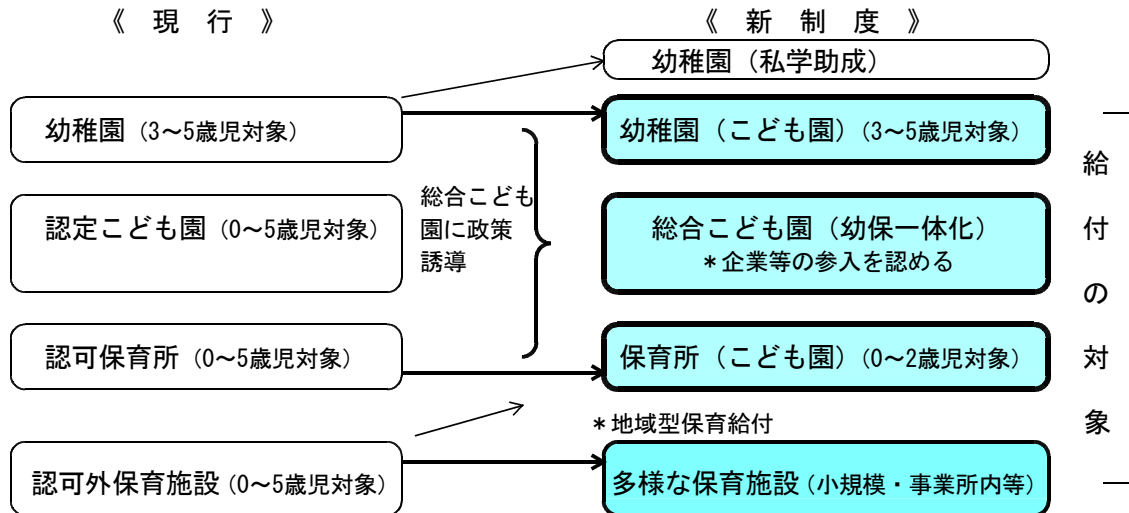
##### ②幼保一体化への対応

- ・平成 24 年 4 月には認定こども園が 11 施設と、県内において幼保一体化が進みつつあり、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が求められている。
- ・現在、保育所や認定こども園の保育所部分では幼稚園教諭免許の取得は要件となっていないが、採用試験の応募条件として両資格とする自治体、保育所が増えてきている。  
〔鳥取市、鳥取福祉会、さとに会、あゆみ会、うわなだ福祉会等をはじめ、現時点で概ね 3 分の 1 の保育所が両資格の取得を条件としている。〕
- ・国で検討が進められている子ども・子育て新システムで、平成 27 年度からの設置が予定されている「総合こども園」の職員（保育教諭（仮称））は、幼稚園教諭の免許状と保育士

資格を併有することが原則となる。

- ・新システムが施行された場合、県内の保育所及び幼稚園の多くは「総合子ども園」に移行することが推測され、これに伴い、保育士資格のみ有する者の就職先は、養護施設の他には小規模保育施設や事業所内保育施設、認可外保育施設などに限られ、選択肢が大幅に狭まることになる。

(参考) [子ども・子育て新システム]



### ③短大化・四大化の可能性

- ・通信教育によらずに保育専門学院単独で幼稚園教諭免許も取得可能にするには、保育専門学院を短大化又は四大化することが考えられるが、次の理由により現実的ではない。
  - ◇短期大学設置基準（教育課程、教員組織、校地、校舎等）に適合する必要がある、仮に移転整備したとしても、現在の教員体制等では認可は不可能（6名以上の教授、准教授を置く必要がある。）。また、教員体制の充実を含めると多額の財政負担を伴う。
  - ◇県内には鳥取短期大学があり、本県の人口規模や学生の保育への就学ニーズが低迷していることなどから共存は極めて難しい。また、私学振興・高等教育機関振興の視点からも困難。
- ・また、幼稚園教諭養成機関に対する文部科学大臣の指定については教育職員免許法施行規則第28条第1項に「指定は、大学の課程における教員の養成数が不十分な場合に限り行うものとする。」旨規定されており、仮に短大化・四大化したとしても、幼稚園教諭の養成数が不十分と言えない現状において、新たな指定は見込めない。

### (3) 教員体制に係る課題

- ・保育専門学院の専任教諭は平成24年度4月現在5名であるが、本年度半ばには6名体制を予定。（「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」では専任教諭6名の配置が必要。）
- ・専任教諭は、教育課程のうちの一部と主に学生の生活指導を担当。講義を中心に、教育課程の6割超を外部講師に頼っている。
- ・今後、国の指定基準に沿った教員数の配置は可能であるが、教育課程の6割超を外部講師に頼っている状況を改善するためには、新たに専任教諭を雇用する必要がある。
- ・また、移転により施設設備を充実したとしても、教員体制についての課題は残る。

## 4 鳥取短期大学と連携する場合における課題

### (1) 保育士等必要数の確保

- ・本県の保育士養成のあり方についての検討にあたり、仮に鳥取短期大学と連携するとした

場合、学校法人としてどの程度の定員増が可能か、あらかじめお聞きしたところ次のとおり。

→今後の保育士ニーズ、質の高い保育士・幼稚園教諭養成を踏まえた適正規模は、最大 150 名程度（30 名増）。

- ・鳥取短期大学幼児教育保育学科の定員を 30 名増とした場合の県内保育士養成施設卒業生の県内就職者数（「供給数」：鳥取短期大学＋鳥取大学）と、将来の県内保育士養成施設卒業生の県内就職者数（「必要数」）[上記 3（1）による推計]を比較した結果、現在の保育士需給バランスはほぼ維持される。

## （２）学生の経済的負担

- ・保育専門学院と鳥取短期大学の必要経費及び支援制度を比較すると次のとおりであり、鳥取短期大学と連携するとした場合、経済的な理由で就学が困難となる学生に対する支援策が必要。

		県立保育専門学院	鳥取短期大学
必要経費	入学金	5,550 円	240,000 円
	授業料等	・月額 9,400 円 2 年間で 225,600 円 ・佛教大学通信教育を受講する場合 600,000 円＋スクーリング経費 3 泊 4 日×2 回、1 泊 2 日×1 回 (約 6 万円程度)	・授業料 年間 440,000 円 2 年間で 880,000 円 ・教育設備充実費 年間 400,000 円 2 年間で 800,000 円
	その他	・教材、実習、自治会費等 1 年次：190,000 円 2 年次：210,000 円	・教材費（2 年間） 40,000 円 ・実習費（2 年間） 60,000 円 ・後援会費（2 年間） 40,000 円 ・学友会費（2 年間） 12,000 円 ・各種保険（1 年次のみ） 2,080 円 ・同窓会費（2 年次のみ） 10,000 円
	2 年間の必要経費	・佛教大学通信教育を受講する場合 約 1,291,150 円 ・佛教大学通信教育を受講しない場合 約 631,150 円	2,084,080 円
支援制度	奨学金制度	・公的奨学金の対象外	・独自奨学金制度（6 制度） ・中部ふるさと奨学金をはじめ、各種公的奨学金制度の対象 ⇒およそ学生の半数が対象
	減免制度	・授業料等の減免（保護者の疾病等により授業料等の支弁が困難な場合） ⇒毎年 30 人前後の学生が全額、半額免除の対象	（奨学金制度の中で、授業料の全額又は半額免除あり）

### <考えられる支援策>

○鳥取短期大学幼児教育保育学科学生を対象とした奨学金制度

・・・県立保育専門学院の必要経費（幼稚園教諭免許を取得した場合）と鳥取短期大学の必要経費の差額（約 80 万円）を、一定人数分について、給付する奨学金制度を創設する。

<要件等> ・保護者の経済的困窮。鳥取短期大学幼児教育保育学科専願者。

・鳥取県内出身者で卒業後、県内幼稚園、保育所等への一定期間の就業を要件。

## 5 県の保育士養成に係る役割

- ・保育に係る人材の確保及び資質の向上は県の重要な役割である。

- ・近年、児童虐待や発達障がいの子への対応、保護者支援など、保育士・幼稚園教諭の専門性が求められている。
- ・また、県内において、平成24年4月時点で認定こども園が11施設、幼保一体施設が4施設となり、25年度以降の開設の動きもあるなど、幼保一体化が進んでいる。さらに、今後、国で検討されている新システムが施行となった場合には、短期間で幼保一体化が加速するものと見込まれる。
- ・こうした動きの中、県の役割として、県内市町村及び私立保育所、私立幼稚園が幼保一体化にスムーズに対応できるよう、現任保育士・幼稚園教諭の人材育成の重要性が高まっている。

↓

### 《 現任保育士・幼稚園教諭研修の充実（案） 》

#### 県内大学・短期大学と連携した

- 保育士及び私立幼稚園教諭について、公立幼稚園教諭と同様に1年目研修、10年目研修の保障  
(研修の実施、研修参加に係る代替保育士(職員)の配置支援の充実等)
- 保育士資格のみの方の幼稚園教諭免許取得応援講座
- 保育士・幼稚園教諭のリカレント教育(長期)

### <現在の研修体制>

#### ○ 鳥取県主催の研修

事業名	概要
保育指針実践研修	改定保育所保育指針をもとに保育所における記録の書き方、保護者に対する支援などを学び保育士の更なる専門性の向上と実践力の強化を目指す研修
保育士スキルアップ研修	非常勤・臨時保育士、届出保育施設等の保育士を対象に保育技術を向上させるため実施する研修
家庭支援従事者研修	保護者支援の手法やあり方について学ぶ研修
保育リーダー養成研修	保育所・保育士の支援を担当する中核的保育士に必要な専門性及び指導力の向上を目指す研修(鳥取大学に委託)
保育士(再)就職支援研修	保育士として就職していない保育士資格保有者に対して、保育技能等を習得させる研修を実施し、保育士として(再)就職を支援する研修(鳥取県社会福祉協議会に委託)
乳児保育、障がい児保育研修	乳児保育、障がい児保育の手法や業務遂行上必要な事項について研修(鳥取県子ども家庭育み協会に委託)
鳥取県人権・同和保育研究会及び新任職員人権・同和保育研修会	「人権・同和保育の手引(改訂版)」を踏まえた保育の推進を図るため、研究発表や意見交換等を通じ、保育に従事する者の人権・同和保育に対する理解を深める研修(鳥取県人権保育連絡会に委託)

#### ○ 鳥取県子ども家庭育み協会主催の研修

事業名	概要
施設長研修会	保育所の施設長を対象に保育所の社会的責任等に関する見識を深める研修
主任保育士研修会	主任の保育士を対象に実施する保育技能の向上を図る研修
初任・初級保育士研修会	初任・初級の保育士を対象に実施する保育技能の向上を図る研修
保育士研修会	保育士の保育技能の向上を図る研修

## ○ 鳥取県教育委員会主催の研修

- 鳥取県教育センターでは、新規採用教員研修、10年経験者研修等、専門性の向上を図る研修が主に公立学校教職員を対象に実施されており、保育士を対象にした研修は少ないが次の研修は保育士も対象になっている。

専門研修（幼児教育）	
保育技能の向上に関する研修	小学校との連携研修
子育て支援に関する研修	園長研修

- また東・中・西教育局では、幼稚園教諭と保育士の合同研修会が各局で年5回（合計15回）開催されている。

## ○ 社会福祉法人日本保育協会主催の研修

厚生労働省の委託を受けて、全国の保育士を対象に次のような研修が実施している。鳥取県の保育士が参加できるのは1研修当たり4名程度になっている。

研修名	研修名
保育所中堅保育所長研修会	保育所初任保育所長研修会
保育所初任保育所長（就任予定者）研修会	保育所乳児保育担当者研修会
保育所障害児保育担当者研修会	保育所保護者支援研修会
幼児期の教育研修会	保育所事故予防研修会
保育所主任保育士研修会	